

## 専任教員(教員講習会受講の要件)の見直しについて

- 教員の質を確保するため、専門分野の専任教員の要件であって、柔道整復師の免許を有する者の要件として、現行の「3年以上実務に従事」から「5年以上実務に従事」に改正してはどうか。

### ○柔道整復学校養成施設の専任教員について

(柔道整復学校養成施設指定規則)

#### 別表第二(抜粋)

専門基礎分野	次の各号のいずれかに該当する者であつて教育内容に関し相当の経験を有するもの又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者 一 医師 二 教育職員免許法施行規則(昭和二十九年文部省令第二十六号)第六十三条に規定する特別支援学校の理療の教科の普通免許状を有する者 三 柔道整復師の免許を取得してから <u>三年以上実務に従事</u> した後、厚生労働大臣の指定した教員講習会を修了した者(保健医療福祉と柔道整復の理念を教授する場合に限る。)
専門分野	次の各号のいずれかに該当する者であつて教育内容に関し相当の経験を有するもの又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者 一 医師 二 柔道整復師の免許を取得してから <u>三年以上実務に従事</u> した後、厚生労働大臣の指定した教員講習会を修了した者

- 柔道整復教員の資格要件は、柔道整復師の免許を取得してから5年以上実務に従事した後厚生大臣の指定する講習会を修了した者であることとされていたが、昭和41年の省令改正において、柔道整復師養成施設の教員の不足という事態に対処するための応急策として、実務従事年数3年以上に短縮された。※あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師及び柔道整復師に係る学校養成施設認定規則の一部を改正する省令(昭和40年文部省・厚生省令第1号)